

○田川地区清掃施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成 25 年 2 月 6 日

規則第 7 号

田川市川崎町清掃施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成 13 年規則第 12 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 25 年条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第 2 条 特殊勤務職員の勤務時間は別表のとおりとする。ただし勤務時間の割り振りについては、1 週間当たり 38 時間 45 分となることを基準とし組合長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

職員区分		勤務時間
施設管理課	総務管理係に勤務する職員	行政職 労務職
	田川市川崎町清掃センターに勤務する職員	行政職
		労務職 (日勤)
		労務職 (交代勤務)
		平日勤務 8時30分から17時まで
		平日勤務 8時30分から17時まで
		1直 8時から16時30分まで 2直 16時10分から翌日0時40分まで
		1直 8時から16時30分まで 2直 16時から翌日0時30分まで 3直 0時から8時30分まで